

議第185号議案「専決処分の承認を求めることについて」

(石巻市立大川小学校国家賠償等請求控訴事件に係る上告の提起及び上告受理の申立てについて)

1 事件の概要

原 告：東北地方太平洋沖地震後の津波により、死亡・行方不明となった石巻市立大川小学校の児童のうち23名の保護者29名

被 告：石巻市（学校設置者・教職員の服務監督権者）
宮城県（教職員の給与負担者）

請求の要旨：原告が被告に対し総額約23億円の賠償を求めるもの

提 訴 日：平成26年 3月10日

2 第一審判決の内容等（結審日：H28.6.29, 判決日：H28.10.26）

（1）判決内容

- イ 被告らは、原告らに対して、連帶して総額14億2,658万3,714円の損害賠償金及び遅延損害金（年5分）を支払うこと
ロ 訴訟費用の5分の2を原告ら、5分の3を被告らの負担とすること

（2）主な判断理由

イ 地震発生前及び地震発生から午後3時30分までの間の避難に関する教職員の注意義務等の違反はない。

ロ 一方で、石巻市の広報車が大川小学校横の県道を通過しながら、津波が北上川の河口付近の長面地区沿岸の松林を越えてきていることを告げ、高台への避難の呼びかけを聞いた、遅くとも午後3時30分以降は、教員は大規模な津波が大川小学校に襲来することを予見したと認められる。

ハ 午後3時30分以降に教員らが目指した学校近隣の交差点（三角地帯）は、程なく大津波が襲来することが予見されていた中での避難場所としては不適切で、津波による被災を回避しうる裏山に避難しなかった点で教員には結果回避義務違反の過失責任が生じる。

3 控訴について

原告・被告ともに判決を不服として仙台高等裁判所に控訴

4 控訴審判決（仙台高等裁判所）について

（1）控訴審の判決内容等（結審日：H30.1.23、判決日：H30.4.26）

イ 判決内容

（イ）第1審被告らは、第1審原告らに対して、連帶して総額14億3,617万4,293円の損害賠償金及び遅延損害金（年5分）を支払うこと

（ロ）訴訟費用の3分の1を原告ら、3分の2を被告らの負担とすること

（ハ）上記（イ）について、仮執行宣言を付する

ロ 主な判断理由

（イ）安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、釜谷地区の地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベルのものでなければならず、校長らは知識や経験を収集、蓄積できる立場にあり、想定された地震により発生する津波の被害を受ける危険性を予見することは可能であった。

教師は、児童生徒の安全を確保するために、学校設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあり、津波ハザードマップ等は、児童生徒の安全に直接関わるものであるから、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたというべきである。

（ロ）大川小の校長、教頭、教務主任は、学校保健安全法の規定に基づき、本件地震が発生する前の平成22年4月30日の時点（各学校から市教委への教育計画等の届出期限）において、高い確率で発生が想定された宮城県沖地震（想定された地震）により発生する津波の危険から、大川小に在籍していた児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていた。

市教委は、大川小の実情に応じて、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏ま

えた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があった。

(ハ) 市教委及び校長らは、大川小の危機管理マニュアルの第三次避難場所に、想定された地震によって発生する津波による浸水から児童を安全に避難させるのに適した場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載するなどしてこれを改訂すべき義務を負っていたものであり、その義務は、平成22年4月30日の時点においては、個々の在籍児童及びその保護者に対する具体的な職務上の義務を構成するに至っていたところ、これを過失によって懈怠したものであるから、石巻市は、国家賠償法1条1項の責任を免れない。

危機管理マニュアル中に、第三次避難場所として「バットの森」を定め、かつ避難経路及び避難方法について、三角地帯経由で徒步で向かうと記載すべきであった。そうしていれば、本件地震の当日に、教頭が防災行政無線を認識した午後2時52分の直後に避難を開始することにより、午後3時30分までには「バットの森」に到達でき、本件津波による被災を回避できたものと認められる。

(二) 校長等は石巻市の公務員であるが、宮城県がその給与等の費用を負担していたことから、宮城県もまた、国家賠償法3条1項により、損害を賠償する責任がある。

(2) 控訴審判決を踏まえた県の考え方

イ 5月8日の石巻市臨時議会において、本件訴訟について上告の提起及び上告受理の申立てが可決されており、学校設置者である石巻市の判断を最大限尊重すべきと考えること。

ロ 控訴審判決では、津波の予見可能性について、発災前の学校現場に対し余りにも過大な義務を課するものであり、学校保健安全法が求める義務を大きく超えているとともに、過去の裁判例の判断基準から見ても、予見可能性の範囲を逸脱していること。

安全確保義務についても、学校から遠く離れた「バットの森」を第三次避難場所と定め、避難経路及び避難方法を記載することは困難であったと考えられること。

ハ 「バットの森」は、大川小学校から約700m離れており、その

避難経路は、三角地帯からさらに下っていくことになる。また、本件地震規模の震災に襲われた場合には、断続して発生する余震が止み、避難経路に倒木やがけ崩れ等の危険がないことを確認した上でなければ移動を開始することはできず、津波到達前に全児童が「バットの森」に安全に避難できたか明らかではないこと。

二 今回の判決が確定し、これが判例となれば、全国の教育現場に対して大きな義務を課すことになるが、第一審と控訴審判決では、判断する際の着目点が大きく異なっていることから、最高裁判所において改めて判断を求めるもの。

5 上告について（上告期限：平成30年5月10日）

- (1) 石巻市が臨時議会において上告を可決（5月8日）
- (2) 宮城県が知事の専決処分によって上告する旨を議員全員協議会で説明（5月9日）
- (3) 専決処分手続及び石巻市とともに上告状兼上告受理申立書を提出
（5月10日）

6 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出について

（提出期限：平成30年7月9日）

主として上記4の口及びハについて、下記の観点から主張する予定。

- 学校保健安全法第26条ないし29条の解釈について
- 津波の予見可能性の判断について
- 過去の類似裁判例（最高裁・仙台高裁）との乖離について
- 「バットの森」を避難場所に指定したことについて

【参考：民事訴訟法】

上告の理由	第312条 上告は、 <u>判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき</u> に、することができる。 2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、…(以下略) 一から五（略） 六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。 3（略）
上告受理の申立て	第318条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。 2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第312条第1項及び第2項に規定する事由を理由とすることができる。 3 第1項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。 4 第一項の決定があった場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、…(以下略) 5（略）